

総 括 調 査 票

調査事案名	(7) 日本司法支援センター運営費交付金			調査対象 予算額	令和元年度：14,902百万円 ほか (参考 令和2年度：14,847百万円)		
府省名	法務省	会計	一般会計	項 目	日本司法支援センター運営費	調査主体	本省
組織	法務本省				日本司法支援センター運営費交付金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）は、総合法律支援法（以下、「法」という。）に基づき、総合法律支援（弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援）に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

法テラスが行う業務の一つに、資力の弱い者が法的トラブルにあった時に、無料法律相談（以下、「法律相談」という。）や、弁護士費用の立替え（以下、「代理援助」という。）、書類作成費用の立替え（以下、「書類作成援助」という。）を行う民事法律扶助業務がある。近年、自己破産等の多重債務事件が増加してきていることなどにより、民事法律扶助業務に係る予算額は高止まりの傾向にある。

こうした背景の下、今般の調査は、民事法律扶助に係る利用者負担及び財政負担軽減等の観点から、書類作成援助の活用状況に着眼した調査を行うこととした。

また、立替金の回収状況、法テラスに常勤している弁護士（以下、「常勤弁護士」という。）の活用について、調査を行うこととした。（本調査は、平成24年度、26年度及び29年度の予算執行調査のフォローアップ調査として実施（平成24年度調査は平成22年度のフォローアップ調査として実施）。）

②調査の視点

1. 利用者負担及び財政負担軽減等のための方策について

主に司法書士が行う書類作成援助は、一般的に、弁護士が行う代理援助よりも費用が安価であることから、利用者負担及び財政負担軽減の観点からも、書類作成援助による対応が可能な事件については、書類作成援助を活用するべきではないか。

また、常勤弁護士は処理件数に関わらず一定の給与が支給されている。常勤弁護士の活用をさらに促進させることで財政負担の軽減につながるのではないか。

2. 立替金の回収状況について

これまでの調査における指摘事項を踏まえ、効果的な回収のための対応が図られているか。

その結果、回収率が向上するなどの効果が表れているか。
回収率の更なる向上のため、新たに取り組むべき方策はあるか。

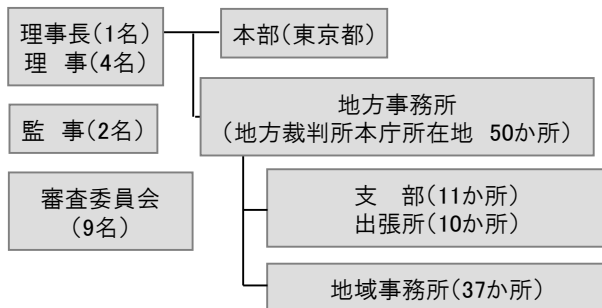
【調査対象年度】
平成29年度～令和元年度

【調査対象先数】
日本司法支援センター
本部
地方事務所 50か所

日本司法支援センター（法テラス）の組織及び業務内容

組織

（令和2年4月1日 現在）



主な業務内容

民事法律扶助 法第30条第1項第2～4号

- 資力の乏しい方に対し、民事に関する以下の援助を実施
 - ・弁護士費用の立替え(代理援助)
 - ・書類作成費用の立替え(書類作成援助)
 - ・無料法律相談(法律相談)
- 認知機能が十分でない方に対する資力を問わない法律相談を実施
- 政令で指定する大規模災害の被災者に対する無料法律相談を実施

国選弁護等関連 法第30条第1項第6号

- 国選弁護に関する以下の業務を実施
 - ・支援センターと契約した弁護士を国選弁護人候補として裁判所に通知
 - ・国選弁護人に対する報酬の支払

※そのほか、司法過疎対策、情報提供、犯罪被害者支援等の業務も行っている。

【これまでの調査結果（平成24、26、29年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- ・立替金債権等の回収について、将来の運営費交付金予算の効率化を図るため、長期滞納債権等の回収に集中的に取り組むべき。
- ・常勤弁護士の配置について、事務所単位の常勤弁護士一人当たりの業務量が不均衡な状態であるため、配置人数を適正化すべき。



反映の内容等

- ・立替金の回収計画の見直しを行うなどして、回収業務が円滑に実施されるように業務の点検、見直しを行っている。
- ・地方事務所の常勤弁護士の配置を適正化したことにより見込まれる常勤弁護士の事件処理件数の増加分を予算に反映させた。

総 括 調 査 票

調査事案名 (7) 日本司法支援センター運営費交付金

③調査結果及びその分析

1. 利用者負担及び財政負担軽減等のための方策について

(1) 書類作成援助の活用

- 代理援助と書類作成援助の立替金額の過去5か年の平均単価（1件当たり）を比較したところ、【表1】のとおり書類作成援助のほうが代理援助よりも30千円安価であった。
- 全50地方事務所に対し、「利用者が書類作成援助で対応できる事件」はどのような事件か確認したところ、【表2】のとおり自己破産事件については42事務所（8割）、相続放棄の申述などの家事事件については36事務所（7割）が書類作成援助で対応可能と回答があった。
また、特に「管財事件」以外の自己破産事件については、書類作成援助の活用が可能であるとの意見が多数あった。
- 他方で、令和元年度に全50地方事務所において代理援助を行った案件のうち、自己破産事件に係る案件を抽出調査（500件）したところ、【図1】のとおり7割以上（358件）が管財事件以外の案件にも関わらず、代理援助で処理されていた。
- 我が国全体の自己破産事件でみると、約11%が司法書士に対して書類作成の依頼をしている（※2）のに対し、法テラスにおいては約5%にとどまっており、書類作成援助の更なる活用の余地があるといえる。
（※2）引用元：2017年破産事件及び個人再生事件記録調査（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会）
- 以上のとおり、破産手続の中には司法書士が書類作成を請け負うことにより手続きを行うことが十分可能なものがあり、その費用を返済していく利用者にとっても一般的に経済的負担が少なく済むということが、多くの地方事務所において認識されているにも関わらず、法テラスにおいては、こうした観点に基づいた事件の振り分けが行われていない。

(2) 常勤弁護士の活用

- 常勤弁護士が行う業務のうち、民事法律扶助等の主要3業務（法律相談、代理援助、国選弁護）の常勤弁護士1人当たりの年間業務量を確認したところ、【表3】のとおり事務所ごとで大きく開きがあった。
- 平成29年度以降、全50地方事務所のうち、27事務所が常勤弁護士の配置数の見直しを行っている。しかし、依然として、常勤弁護士1人当たりの年間業務量は不均衡な状態となっており、年間業務量を客観的に評価する必要があると考えられる。
- なお、常勤弁護士に対しては、内部規定に基づき、処理件数に関わらず一定の給与が支給されており、非常勤の契約弁護士と異なり着手金・報酬金の支払いはされない。そのため、常勤弁護士の処理件数を増加させることで、民事法律扶助業務に係る着手金・報酬金分の財政負担の軽減に寄与することが期待される。

【表1】立替金額の平均単価（1件当たり）

〈全地方事務所の5か年平均(平成27年度～令和元年度)〉 (単位:円)				
案件	全体	多重債務	金銭事件	家事事件
代理援助(①)	123,446	133,289	117,167	114,149
書類作成援助(②)	93,260	103,565	36,250	61,148
差引(①-②)	30,186	29,724	80,917	53,001

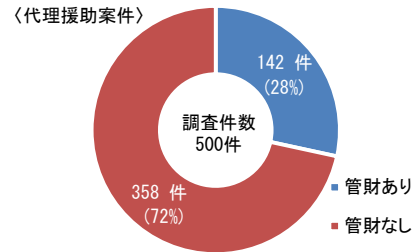
(※1) 多重債務には自己破産が含まれている。

【表2】地方事務所へのアンケート調査結果

(問) 利用者が書類作成援助で対応できる事件はどのような事件か<複数回答可>

事件類型	自己破産		家事		その他	
	自己破産	割合	家事	割合	その他	割合
回答数 (全50地方事務所)	42所	84%	36所	72%	12所	24%

【図1】地方事務所への抽出調査結果(自己破産事件)



【表3】常勤弁護士1人当たりの年間業務量

〈平成29年度～令和元年度の3か年平均〉 (単位:件)			
事務所別	法律相談	代理援助	国選弁護
A事務所	162	43	11
B事務所	140	34	12
C事務所	43	15	4
D事務所	35	35	1

(※3) 常勤弁護士が所属する地方事務所(41事務所)で比較した。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 利用者負担及び財政負担軽減等のための方策について

利用者負担及び財政負担軽減の観点から、法テラスにおいても、管財事件等の困難な事件や、健康上の理由等により自身で手続きを進めることが難しく代理人による活動が期待される事件などを除き、書類作成援助による対応が利用者負担を軽く、かつ、利用者にも不利益とならない事件については、その旨を利用者に説明した上で、書類作成援助の活用を積極的に検討すべきである。

また、不均衡となっている常勤弁護士1人当たりの年間業務量を改善するため、常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、年間業務量につき地域の実情に応じた客観的な評価をするための目標設定を検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事業名 (7) 日本司法支援センター運営費交付金

③調査結果及びその分析

2. 立替金の回収状況について

- ・ 足元の令和元年度中の立替実施額は167億円、償還金額は112億円、免除額は48億円であった（※4）。

（※4）立替金等の各金額は令和2年5月時点の速報値である。

- ・ 法テラス設立（平成18年度）以降の立替金総額は2,062億円、未償還債権の残高は423億円（令和元年度末）であり、立替金総額に占める未償還債権の割合は、過去調査時に比べて11.8%減少していた【表4】。

- ・ 他方で、未償還債権のうち、長期未償還債権（※5）の占める割合については、過去調査時に比べて4.8%増加していた【表4】。

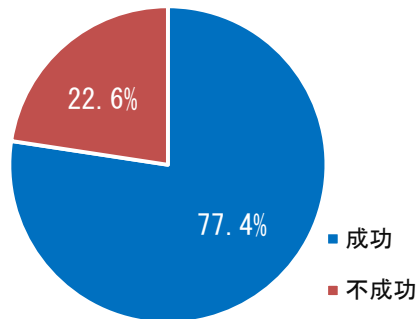
（※5）未償還債権のうち、援助実施から3年を超過する債権。

法テラスの業務方法書にて「割賦償還の償還期間は3年を超えないものとする。ただし、地方事務所長は、被援助者の資力その他の状況を勘案し、償還期間を延長する決定をすることができる。」と定められている。

- ・ 法テラスとしては、前回調査以降、回収業務が円滑に実施されるように業務の点検・見直しを行い、償還金引落対応が可能な金融機関の拡大や長期滞納者への督促にコンビニ収納用紙を同封する運用を開始するなどの対応をとってきたところであり、立替金の回収に一定の効果があつたものの、未償還債権に占める長期未償還債権の割合は増加しており、改善すべき点が見られる。

- ・ なお、近年、新規援助事件のうち、金融機関に引落依頼をした件数の2割以上で引き落としができず【図2】、また、所在不明者の人数が年々増加しており【図3】、立替金の回収業務がより困難となっていることも明らかとなった。

【図2】 新規援助事件の自動引落成功率
（3か年平均（平成29年度～令和元年度））



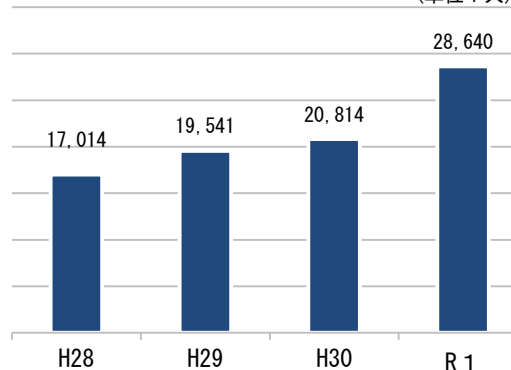
【表4】未償還債権の比較（単位：億円）

	過去調査 (H25末)		今回調査 (R1末)		対比 (今回/過去)
	金額	①に占める割合	金額	①に占める割合	
立替金総額①	1,081		2,062		
未償還債権②	349	32.3%	423	20.5%	11.8%減
長期未償還債権③	97	9.0%	138	6.7%	2.3%減
②に占める 長期未償還債権の割合③/②	27.8%		32.6%		4.8%増

（※6）長期未償還債権は次の年度に係る金額である。

- ・ 過去調査→H18～H21に援助開始した案件分
- ・ 今回調査→H18～H21に援助開始した案件分

【図3】 所在不明者数（単位：人）



④今後の改善点・検討の方向性

2. 立替金の回収状況について

立替金の回収状況の改善は利用者間の公平性の観点からも重要な問題である。

援助開始決定前に立替金の引落口座に関する書類を提出させ、引落口座の有効性を事前に確認するなど、事務フローの見直しを行い、未償還債権の圧縮のための更なる取組を進めるべき。